

区民憲章最終まとめに向けた検討の方向性調査票（吉田委員）

前 文		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
<p>「前文」 文京区の<地域づくり>において「文の京基本構想」との統一性を考えながら、文京区の将来イメージを感じさせるもの 最高規範についてはあまり強調しない 「障害者」については第 2 節地域活動団体で触れてはどうか</p>	<p>最後の 3 行を、最初の 3 行目半ばにもってきてはどうか。 「可能性に富んだこの地を、<u>真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できるまちへ、さらなる発展を願ってこの条例を定め、区民参画の仕組みを明らかにします。</u>」 以下は原案とおり</p>	
第 1 章 総則		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
<p>1 - 1 目的 「区民憲章」の目的は、「協働・協治」を参画の基本原則と定め、そのルールを定めること まちづくりそのものの条例と混同されないよう注意すべき</p>	<p>○この条例は、文京区の自治 <u>参画</u>の理念として、、、 <u>真に潤い・安らぎ、、、は削除する</u></p>	

第 2 章 基本理念		
第 1 節 協働協治の社会の創造		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
第 2 章 基本理念 「区民憲章」は参画する各主体の権利や責任、役割を定めるものなので、これを<基本理念>とするのは言葉が不適切	第 2 章－ 基本原則 したがって 第 1 節も 基本原則 2 - 1 - 1 個人の尊厳と品格 潤い ある地域社会がベターでは	